

2教高第 540 号
2 教学第 471 号
令和 2 年（2020 年）11 月 26 日

県立高等学校長 様

教 育 次 長

非常勤講師の業務について（通知）

このことについて、令和 2 年 3 月 26 日付け元教高第 824 号及び元教学第 932 号により通知したところですが、学校長が非常勤講師に命ずることができる業務について、新たに下記 5 を追加しますので、適切に運用してください。

なお、下記 5 については、令和 2 年 12 月 31 日に在籍する者からの適用とします。

記

- 1 正規の教育課程における「授業」
- 2 「授業」に付随する補充的授業で学校長が必要と認めたもの
- 3 受け持った授業に係る単位認定のための成績判定会議のうち、学校長が必要と認めたもの（他に代わる者がいない場合）への出席
- 4 学校運営に関する基本的方針、考え方等を学校長が所属職員に伝達する会議（年度当初における職員会議等）のうち、学校長が必要と認めたものへの出席
- 5 会計年度任用職員の任用等に関する取扱要領に基づく人事評価に係る面談

高校教育課教職員係 （課長）井村 敏明 （担当）西澤 健介 電 話：026-235-7429 F A X：026-235-7488 E-mail：koko@pref.nagano.lg.jp	学びの改革支援課高校教育指導係 （課長）曾根原 好彦 （担当）浅井 秀俊 電 話：026-235-7435 F A X：026-235-7495 E-mail：kyogaku@pref.nagano.lg.jp
---	---